

税の申告が始まります

所得税 2月16日(金)～3月2日(金) 土日除く

市・県民税 2月16日(金)～3月15日(木) 土日除く

会場 生涯学習センター

受付時間 午前9時～午後3時30分(開場午前8時30分)

※申告期間の前半は大変混み合います

簡易な所得税
の申告を受け
付けています

所得税の申告が必要な人で、次の人は税務署で確定申告をしてください

○営業、不動産の所得がある人

○土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配当がある人(損失の繰越の申告も含む)

注意 ①確定申告をした人は市・県民税の申告は不要です

②収支内訳書などの添付書類は提出用、控えともに記入をしてください

③申告内容により相談の順番が前後する場合があります

④確定申告書の控えに受付印は押印されません

⑤記入済みの確定申告書は久留米税務署へ郵送してください

⑥3月3日以降の所得税の申告は久留米税務署で受け付けます

校区公民館などでの申告(市・県民税のみ)

※所得税の確定申告は受け付けて
いません

日程	会場	午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
2月1日(木)	御原校区公民館	古飯、宝城北、二タ	稲吉、下岩田、二森
2月2日(金)	くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎、井上 上岩田	花立、今隈、吹上、立石 干潟、下鶴
2月5日(月)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2
2月6日(火)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀、美鈴の杜	力武、三沢(あすみを含む)、新島、西島
2月7日(水)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月9日(金)	あすてらす(※)	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西

(※)味坂校区公民館が工事中のため、味坂校区の会場は「あすてらす」となります

年金所得者に対する確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要です

※所得税の確定申告が不要な場合でも、次に該当する場合は市・県民税の申告が必要です

①公的年金等以外の所得がある場合

②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控除など)以外の各種控除(扶養・障害者等、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合

問合せと提出先

確定申告 久留米税務署 ☎32-4461

〒830-8688
久留米市諏訪野町2401-10
久留米税務署 行

市・県民税申告 市税務課市民税係 ☎72-2111内線124、125

〒838-0198
小郡市小郡255-1
小郡市役所税務課市民税係 行